

宮城県環境事業公社					
理事長	専務理事	常務理事	企画調整部次長	企画調整課長	設計者

工事番号	R7-20号	
工事名	令和7年度 新産業廃棄物最終処分場上下水道等工事 実施 設計書	
工事場所	宮城県黒川郡大和町鶴巣大平地内	
設計額	円 (消費税含む)	起工理由 新産業廃棄物最終処分場へのアクセス道路に、上下水道管理設、搬入道路拡幅等の工事を行うもの。
工事価格	円 (消費税除く)	
自 契約締結日の翌日 工 期	( 日間)	施工方法 其他
至 令和10年3月24日		請負

### 公益財団法人 宮城県環境事業公社

工事概要	
配水管 (水道用硬質塩化ビニル管 VP $\phi$ 50mm)	L= 1,765 m
放流管 (下水道用硬質塩化ビニル管 VU $\phi$ 200mm)	L= 542 m
圧送管 (下水道用ポリエチレン管 PE $\phi$ 100mm)	L= 2,585 m
表層(車道部) (再生密粒度アスコン20F t=50mm)	A= 10,740 m <sup>2</sup>
表層(歩道部) (再生密粒度アスコン13F t=50mm)	A= 245 m <sup>2</sup>
プレキャストボックス (B 5,700 × H 4,600mm)	L= 2.9 m
プレキャスト擁壁 (H 2,500 ~ H 3,500mm)	L= 10 m
コンクリートブロック積 (河川用大型ブロック t=350mm)	A= 77 m <sup>2</sup>

公益財団法人 宮城県環境事業公社

## 工 事 概 要

配水管 (水道用硬質塩化ビニル管 VP  $\phi$  50mm) L = 1,765 m

放流管 (下水道用硬質塩化ビニル管 VU  $\phi$  200mm) L = 542 m

圧送管 (下水道用ポリエチレン管 PE  $\phi$  100mm) L = 2,585 m

表層 (車道部) (再生密粒度アスコン20F t = 50mm) A = 10,740 m<sup>2</sup>

表層 (歩道部) (再生密粒度アスコン13F t = 50mm) A = 245 m<sup>2</sup>

ブロックレキヤストボックス (B5, 700 × H4, 600mm) L = 2.9 m

ブロックレキヤスト擁壁 (H2, 500～H3, 500mm) L = 10 m

コンクリートブロック積 (河川用大型化ブロック t = 350mm) A = 77 m<sup>2</sup>

# 位置図



# 一 特記仕様書一

## 施工条件明示書

工事番号	R7-20号	工事名	令和7年度 新産業廃棄物最終処分場上下水道等工事		事務所名	宮城県 環境事業公社			
項目	条件	内 容		施工方法	備 考				
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input checked="" type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)							
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。							
(3) 上記以外	<input type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手							
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html							
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置									
	建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となつた際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(C ORIINS)への登録を行うこと。								
4 積算基準及び設計単価の適用期日									
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>							
(2) 工事請負契約締後における設計単価の変更	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	本工事は、当工事請負契約締後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要する工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。 適用「なし」の理由						
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	R 6-8号 新産業廃棄物最終処分場建設工事		施工箇所が関連工事の進入路となっているほか、造成区域内の残土仮置場を使用するため、監督職員と協議の上、当該工事の受注者と調整を図ること。				
(2) 施工時期による制限	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>							
(3) 関係機関等との協議の未成立	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	道路管理者・河川管理者との本協議未成立。JRとの近接工事協議未成立(事前打ち合わせは行っています)。		実際の施工方法、施工時期を記載した計画書を作成し、本協議を行うこと。				
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	上記の協議結果による。						
6 公害対策関係									
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	新産業廃棄物最終処分場工事や沿線工場の搬出入ルートとなつているため、狭隘箇所の施工は、夜間や休日作業を伴う。				新産業廃棄物最終処分場工事で進めている協議会に加入し、連携して対応にあたること。		
7 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指定	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>							
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	JR東北新幹線高架橋の近接工事となる。						
8 排水工関係									
(1) 潜水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>							
9 建設副産物対策関係(建設発生土)									
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。								
	処理・処分する場所		名称 所在地		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考	
(2) 建設発生土					<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	処理・処分	<input type="radio"/>	造成区域内 黒川郡大和町 鶴巣太平地内	運搬、整地(受入地処理)まで	(平均) 2.0 km	時 分 ~ 時 分			

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																																				
(1)建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について				<p>下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受け入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">処理・処分する場所</th> <th colspan="2">処理・処分方法</th> <th>距離</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td> </tr> </tbody> </table>						処理・処分する場所		処理・処分方法		距離	制限時間							工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。														
		処理・処分する場所		処理・処分方法		距離	制限時間																													
						工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																														
(2)建設発生土以外の建設副産物		処理・処分		●ある ○ない		<table border="1"> <thead> <tr> <th>東北黒沢建設工業 ㈱鶴巣リサイクルセンター</th> <th>黒川郡大和町 砂子沢</th> <th>中間処理・再生資源化</th> <th>6.2 km</th> <th>時 分 ~ 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北黒沢建設工業 ㈱鶴巣リサイクルセンター</td> <td>黒川郡大和町 砂子沢</td> <td>中間処理・再生資源化</td> <td>6.2 km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td>その他(廃プラスチック)</td> <td>●ある ○ない</td> <td>㈱オワコノス 仙台工</td> <td>黒川郡大和町 大和町松坂平</td> <td>中間処理・再生資源化</td> <td>8.3 km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> </tbody> </table>		東北黒沢建設工業 ㈱鶴巣リサイクルセンター	黒川郡大和町 砂子沢	中間処理・再生資源化	6.2 km	時 分 ~ 時 分	東北黒沢建設工業 ㈱鶴巣リサイクルセンター	黒川郡大和町 砂子沢	中間処理・再生資源化	6.2 km	時 分 ~ 時 分	建設発生木材	○ある ○ない			km	時 分 ~ 時 分	建設汚泥	○ある ○ない			km	時 分 ~ 時 分	その他(廃プラスチック)	●ある ○ない	㈱オワコノス 仙台工	黒川郡大和町 大和町松坂平	中間処理・再生資源化	8.3 km	時 分 ~ 時 分
		東北黒沢建設工業 ㈱鶴巣リサイクルセンター	黒川郡大和町 砂子沢	中間処理・再生資源化	6.2 km	時 分 ~ 時 分																														
		東北黒沢建設工業 ㈱鶴巣リサイクルセンター	黒川郡大和町 砂子沢	中間処理・再生資源化	6.2 km	時 分 ~ 時 分																														
		建設発生木材	○ある ○ない			km	時 分 ~ 時 分																													
		建設汚泥	○ある ○ない			km	時 分 ~ 時 分																													
その他(廃プラスチック)	●ある ○ない	㈱オワコノス 仙台工	黒川郡大和町 大和町松坂平	中間処理・再生資源化	8.3 km	時 分 ~ 時 分																														
(3)再生材の利用				●ある ○ない		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・数量</th> <th>再生アスファルト合材 W=1,700 t 再生グラッシュン (RC-40) V=2,600 m3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類・数量	再生アスファルト合材 W=1,700 t 再生グラッシュン (RC-40) V=2,600 m3																											
種類・数量	再生アスファルト合材 W=1,700 t 再生グラッシュン (RC-40) V=2,600 m3																																			
11 現場環境改善				○ある ○ない		<p>内容</p> <p>現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</p>																														
12 品質証明																																				
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象				●ある ○ない		<p>請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。</p> <p>土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</p>																														
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象				○ある ○ない		<p>上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。</p> <p>土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</p>																														
13 標準的な設計図書による発注方式				○ある ○ない		<p>土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。</p>																														
14 資材関係																																				
(1)生コンクリート				<p>生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。</p>																																
(2)購入土				<p>購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。</p>																																
(3)宮城県グリーン製品の利用				<p>「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。</p>																																
(4)県内産製品の使用				○ある ○ない		<p>本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。</p> <p>工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。</p> <p>事業管理課ホームページ参照 <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html</a></p>																														
(5)現場吹付法枠工				<p>吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm<sup>2</sup>以上とする。</p>																																
15 設計変更の手続き																																				
(1)設計変更の手続きについて				<p>設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。</p> <p>詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】」を参考すること。</p> <p><a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html</a></p> <p>トップページへ ごとく・産業・土木・建築・不動産業・建設業・設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】</p>																																
16 その他																																				
(1)舗装の下請制限について				○ある ○ない		<p>土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。</p>																														
(2)「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無				○ある ○ない		<p>本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。</p> <p>請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。</p>																														
(3)三者会議の対象の有無				●ある ○ない		<p>本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行つ「三者会議」を設置する対象工事である。</p> <p>土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。</p>																														
(4)貸与資料の有無				●ある ○ない		<p>本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。</p> <p>貸与資料(R5-10号 令和5年度 新産業廃棄物最終処分場実施設計業務 成果品) (R5-10号 令和6年度町道鷹ノ巣線鷹ノ巣橋拡幅詳細設計業務 成果品)</p>																														
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無				●ある ○ない		<p>工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。</p>																														
(6)法定外の労災保険の付保について						<p>本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを持ちて発注者に提示すること。</p>																														
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無				○ある ○ない		<p>本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。</p>																														

## 働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3) ウィークリースタッフ等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的に「Wi-Fiクリースタッフ等の推進」を実施する。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyukanri/weekly.html)
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 週休2日工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき行うこと。 なお、週休2日工事の型式については、下記(2)のとおりする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 (※港湾工事における週休2日工事の経費補正については、特記事項に記載のとおりとする。)
(2)週休2日工事の型式	<input type="radio"/> 発注者 指定型 (現場開所型)	<input checked="" type="radio"/> 発注者 指定型 (交替制)	実施困難工事の理由 • 早期に新産業廃棄物最終処分場を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため 当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施にあたっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyukanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施にあたっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
22 建設現場等における遠隔臨場の実施について			
1. 建設現場における遠隔臨場の実施 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)」の内容に従い実施する。 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間に協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。 3. 実施内容 (1)段階確認・材料確認、立会での確認 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 (2)機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。 (3)遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。 (4)効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (5)費用 遠隔臨場にかかる費用については、標準積算基準の率計上に含まれる。なお、通信環境確保のための中継局を設置する場合などは、現場条件により積み上げにより計上する場合もあることから、事前に監督職員と協議すること。 (6)不正行為 遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を実施する場合がある。			

## 東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	実行方法	備考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」といいます。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>營繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <a href="#">#REF!</a></p> <p>2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: <a href="#">#REF!</a></p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料・品質証明) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○, ○○), △△地区(施工箇所○○, ○○)」(以下、対象地区といいます)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市・施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
26 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかか離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。	補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

## 特記事項

1 現場打ち鉄筋コンクリート			
(1) スランプ値	現場打ち鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月, 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)」を基本とし, 構造物の種類, 部材の種類と大きさ, 鋼材の配筋条件, コンクリートの運搬, 打込み, 締固め等の作業条件を適切に考慮し, スランプ値を設定するものとする。 ただし, 一般的な鉄筋コンクリート構造物においては, スランプ値を12cmとすることを標準とし, レディーミクストコンクリート標準仕様基準(平成30年4月1日改訂)によるものとする。		
(2) スランプ値の変更	一般的な鉄筋コンクリート構造物の施工における現場打ちコンクリートのスランプ値を標準の12cmから変更しようとする場合は, コンクリート標準示方書(施工編)の「最小スランプの目安」等に基づき, 変更が必要と認められる場合は, 設計変更の対象とする。		
2 その他			
(1) 交通誘導警備員について	現道に関連する作業を対象として、標準作業量による積上げ日数分の交通誘導警備員を2名配置で計上している。		
(2) 地盤改良工について	室内配合試験時に、「六価クロム溶出試験」を実施する必要があるため, この費用を共通仮設費に計上している。		
(3) その他	本仕様書及び共通仕様書に定めのない事項, あるいは疑義が生じた場合は, 書面により監督員と協議すること。		

新産業廃棄物最終処分場  
上下水道等工事  
特記仕様書

令和8年2月

公益財団法人 宮城県環境事業公社

#### (総則)

第1節 本特記仕様書は、新産業廃棄物最終処分場上下水道等工事(以下、「本工事」という。)に適用する。

- 2 本特記仕様書は、「宮城県土木部共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。
- 3 本工事は、環境省の廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)交付金の適用を受けるものである。
- 4 本工事の施工にあたっては、JR東北新幹線高架橋近接での施工や近隣工場の営業時間(大型車通行時間外)施工などの制約を伴うため、標準積算が適さない工種については見積徴収を行ったうえで積算用設計単価表を作成している。実際の工事施工が見積聴取により作成した設計単価表と著しく異なる場合は、設計単価表の見直しを行うことがある。

#### (工期)

第2節 工期は、令和10年3月24日までとする。ただし上下水管施設については、令和9年10月に施設の一部が完成する新処分場のライフラインとなることから、それまでに部分引渡しを行うこと。

#### (工事施工調整)

第3節 本工事への資機材搬入は、県道大和松島線と大和町道鷹ノ巣線交差点を通るルートのみとすること。なお大和町道鷹ノ巣線・桧木沢線は、新処分場建設工事への資機材搬入路であるとともに、沿線企業にとっての大型車ルートともなっている。本工事受注者は、新処分場建設業者が設置している連絡協議会に参加し、連携して安全管理や地元対策等を行うこと。

- 2 通勤・通学時間となる7:00～9:00の間には、県道大和松島線と町道鷹ノ巣線交差点の工事や資機材の搬出入は行わないこと。ただし、中断が困難な作業や安全管理上やむを得ない場合は、監督職員の了解を得たうえで(住民説明会を伴う場合がある)、上記時間中の搬出入も可能とする。

また夜間の搬出入も必要最低限とし、夜間工事の場合であっても日中に搬出入・仮置きしておくこと。

#### (工事概要)

第4節 本工事の主な工事概要は、以下のとおりである。

- (1) 大和町道鷹ノ巣線と桧木沢線に、新処分場に連絡する処分場専用の上下水管を埋設し、大和町が管理する上下水管本管と連結する。併せて受水槽やマンホールポンプ設備、流量計設備を設置する。
- (2) 大和町道鷹ノ巣線の鷹ノ巣橋をボックスカルバートにより拡幅し、そこに下水管を添架する。
- (3) 下水管を埋設する町道鷹ノ巣線の県道大和松島線接続部を拡幅する。

(4) 道路掘削箇所の舗装の仮復旧と、一定期間放置後の車道全幅の舗装本復旧を行う（県道は、掘削幅の本復旧）。

(建設資材)

第5節 使用する材料については、工事設計書や共通仕様書、特記仕様書等に定める条件を満たす資材が県産材で確保でき、かつ安定供給が可能な場合には、その優先使用に努めること。なお、県産材で確保できない場合は、国産材使用に努めること。

第6節 使用する資材のうち、舗装用合材や骨材などリサイクル建設資材を使用することが示されているものは、リサイクル建設資材使用を原則とする。なお調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

(各種協議・申請)

第7節 道路や河川占用の本協議、JRとの近接協議の本申請が未了となっている。施工時期や施工方法を速やかにまとめ、監督職員と協力し、本申請を行うこと。

(建設機械)

第8節 受注者は、宮城県土木部共通仕様書に示される排出ガス対策型建設機械に記載された建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型の指定された基準値以上のものを使用すること。

2 排出ガス対策型建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議すること。なお、排出ガス対策型建設機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

第9節 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械に指定されている機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づいた建設機械を使用しなければならない。

2 低騒音・低振動型建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議すること。なお、低騒音・低振動型建設機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

(過積載の防止)

第10節 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の搬入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不正表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。

- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(仮設工)

第 11 節 本工事で使用する仮設工については、現地の状況を十分把握したうえで工法の安全性、経済性、細部構造等について十分検討し、発注者との協議を経て施工すること。

- (1) 工事上必要な資材置場、現場事務所、作業員詰所、工事用仮設道路、工事用給電気設備等を設ける場合は、あらかじめ計画書を作成し、監督員と協議すること。
- (2) 受注者は、工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為(公害の発生や付近の地権者との紛争を起こすような行為)のないよう十分な措置を講じること。
- (3) 工事中に危険と思われる箇所に防護柵や足場等を設け、また公道を工事用車輛等で破損した場合は、監督職員に報告の上速やかに補修を行うこと。
- (4) 現場発生土は、新処分場工事区域内に仮置きし、場外に土砂を搬出しないこと。
- (5) 本工事で実施する仮設工は任意仮設であり、発注設計書に添付した図面や数量計算書は積算のための参考資料である。受注業者は自らの責任において仮設工法を検討し、仮設計画書を監督職員に提出すること。なお、仮設道路の幅員や縦断勾配、土留工の対象面積や体積、土質条件など仮設設計の設定条件が変更となる場合は、設計変更を行う事がある。

(足場・昇降施設等)

第 12 節 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 足場や昇降装置を設置する際は、労働安全衛法等に即したものとすること。
- (2) 転落・落下防止措置として、進入防止柵や防護ネット等を設置すること。
- (3) 足場等の種類・機材に応じたチェックリストにより安全点検を実施し、その結果を現場完了まで保存しておくこと。

(交通誘導員・JR管理者等の配置)

第 13 節 工事の施工にあたっては、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。

- 2 JR新幹線高架橋の下部や近接箇所の施工にあたっては、JRとの施工協議の上、管理者配置など必要な対策を行うこと。

(発生土の処理)

第 14 節 本工事における発生土については、新処分場内の覆土仮置場に搬入・盛土することとし、場外搬出しないこと。

実際の搬入にあたっては、新処分場建設工事施工者と調整を行うこと。

(コンクリート塊、アスファルト塊の処理)

第 15 節 本工事から発生するコンクリート塊及びアスファルト塊については、宮城県指定の再資源化施設に搬出すること。

(再生資源利用（促進）計画書及び確認結果票の掲示等)

第 16 節 再生資源利用（促進）計画書（以下、計画書）を工事現場の見やすい場所に掲げ、公衆の閲覧に供すること。

- 2 受注者は、資源有効利用促進法省令第 8 条第 3 項 1 号及び第 3 号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の要否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載したうえで現場に掲示すること。
- 3 計画書及びその実施状況の記録については、当該建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

(建設リサイクル法)

第 17 節 本工事は建設リサイクル法の対象工事である。受注者は、分別解体等省令で定める様式第 1 号別表 1～3 のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約担当者等に提出すること。また受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、書面をもって、監督職員に報告しなければならない。

(再資源化等報告書)

第 18 節 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、書面にて報告すること。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書は、この報告を兼ねることができる。

(六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）)

第 19 節 本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、またはセメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、工事着手前に「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施し、結果を監督職員に報告すること。

- 2 成果品の提出部数は、電子納品媒体（CD-R または DVD-R）2 部、製本 1 部とする。ただし、製本による工事写真の納品に当たっては、ダイジェスト版とすること。
- 3 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- 4 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。

(コリンズ(CORINS)への登録)

第 20 節 本工事は、コリンズの登録対象工事であるので、工事実績情報サービス(CORINS)に登録を行うこと。

(労働安全衛生法等の遵守)

第 21 節 受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用（安全帯の特別講習受講）、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて抗等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
- (2) 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を日々の作業前に確認してから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業など、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。その他高所での安全帯使用など、必要な特別教育未受講者に当該作業にあたらせてはならない。
- (4) 受注者は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
- (5) 受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。

2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(小黒板電子化について)

第22節 本工事の写真管理に当たり、電子小黒板の使用を希望する場合は、工事打合せ簿等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督職員の承諾を得ること。

- 2 電子小黒板の使用に必要な機器・ソフトウェア等は、建設工事必携一写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」に示す項目が電子的に記入できるものを受注者が選定すること。
- 3 工事費積算上の取扱においては、機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に含まれている。
- 4 電子小黒板の電子的記入を行った写真を納品する際は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いるか、チェックシステム（デジタル工事写真信憑性チェックツール（※））を用い、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員に提出すること。

※URL：[https://dcpadv.jacic.or.jp/photofinder/pac\\_auth.php](https://dcpadv.jacic.or.jp/photofinder/pac_auth.php)

(積算参考)

第23節 本工事の発注設計書作成にあたり、大型ボックスカルバートやL型擁壁、河川用大型ブロックは（株）ホクエツ製品を、下水道用流量計はペンタフ（株）のPB200Fに取り付ける定置型流量計を参考としているが、メーカーと製品を指定するものではない。

2 本工事の積算にあたって、見積もりにより日施工量や作業人数等を定めている。  
実施工によりそれらを調査し、実働に応じて変更を行うことがある。

(疑義)

第 24 節 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、そ  
の指示に従うこと。